

令和2年 上里町教育委員会 第5回 定例会会議録

上里町教育委員会

令和2年第5回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 令和2年5月22日(水) 午後1時30分
場 所 上里町役場 4階 大会議室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 議案第21号 令和2年度上里町教育予算(6月補正)について
- (4) 議案第22号 要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (5) 議案第23号 上里町中学校学力アップ教室事業実施要綱の一部を改正する要綱について
- (6) その他

4 教育長報告

5 その他の事項

- ① 上里町立小・中学校の再開について
- ② 上里町情報教育推進委員会について

次回の教育委員会日程について

日 時 平成 年 月 日 () 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

令和 2 年第 5 回上里町教育委員会会議録

招集月日	令和 2 年 5 月 2 2 日 (金)		招集場所	上里町役場 4 階 大会議室	
会議日程	開 会	午後 1 時 3 0 分	閉 会	午後 2 時 5 0 分	
招集者及び宣告者	教育長 埴岡 正人		議 長	教育長 埴岡 正人	
委員出席状況	教 育 委 員		説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	学校教育課長	望月 誠
	教 育 長	○ 埴岡 正人		学校教育指導室長	福島 実
	委 員	○ 阿久戸 嘉彦		生涯学習課長補佐	須藤 秀
	委 員	○ 島 崎 勝		学校教育指導室長補佐	櫻井 達夫
	委 員	○ 相川 崇樹		学校教育課教育庶務係長	山田 真奈美
	委 員	○ 齊藤 雅男		学校教育課教育庶務係主任	新井 聖哉
	※出席者○印・欠席者×印				
会 議 進 行 状 況	1. 開会		＜挨拶・開会宣言＞		
		教育長			
	2. 前回会議録の承認		前回会議録の確認をお願い致します。ご質疑等ございましたらご発言		
		教育長	願います。		
		委員	＜特になし＞		
		教育長	特に無いようですので、前回の会議録については、ご承認頂けたものといたします。事務局は手続きをお願いします。今回の会議録署名委員は、相川委員をお願い致します。		
	3. 議事		それでは本日の議事に入りたいと思いますが、本日の議事は承認案件		
		教育長	が 2 件、議案が 3 件であります。なお、議案第 21 号につきましては、		
			6 月議会に議案として上程を予定している内容であり、また、議案第		
			22 号につきましては、個人情報が含まれる内容ですので、会議の内容		
			を非公開といたしたいと思いますがいかがでしょうか。		
		委員	＜了解＞		
	教育長	はじめに、「承認第 2 号専決処分承認を求めることについて」を議			
		題といたします。事務局、説明をお願いします。			

会	学校教育指導室長	承認第2号専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。提案理由でございますが、学校運営協議会委員の選出において委員の交代があったため、かつ、委員会を招集する時間がないため、上里町教育委員会名で学校運営協議会の委嘱及び任命を行う専決処理を
		しました。慎重ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
議	教育長	資料の4ページ以降に名簿が添付されておりますので、ご確認ください。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございますか。
	委員	<特になし>
進	教育長	承認第2号の件につきまして、ご承認いただけますでしょうか。
	委員	<了解>
行	教育長	承認第2号は、提案のとおり承認されました。 続きまして、「承認第3号専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
	教育庶務係長	承認第3号令和2年度上里町教育予算（5月補正）について、ご説明申し上げます。 提案理由でございますが、令和2年第2回上里町議会臨時会へ教育予算（5月補正）を提出したため、本案を提出するものであります。 概要及び内容について、ご説明申し上げます。
状		始めに、概要でございますが、令和2年度上里町教育予算（5月補正）について、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処分したので、同規則第3条第1項の規定に基づき、委員会にこれを報告し、その承認を求めるものであります。
		続きまして、内容でございます。1として予算の補正であります。歳出予算の総額に235万3,000円を増額し、総額を9億8,002万1,000円とするものです。また、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表 歳出予算補正」のとおりであります。項1教育総務費は、235万3,000円を増額補正で、ひとり親家庭等応援給付金事業の増額です。以上が令和2年度上里町教育予算（5月補正）についての提案及び内容説明とさせていただきます。
況		慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

会 議 進 行 状 況		続きまして、担当課長よりお手元の「令和2年度上里町教育予算（5月補正）に関する説明書」で説明をさせていただきます。
	学校教育課長	5月補正歳出予算の詳細についてご説明申し上げます。
		本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、町独自の緊急支援策を実施するために計上するものです。その内、教育委員会関連の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条第1項の規定により、教育委員会のご意見についてお諮りいたします。学校教育課所管の事業は、ひとり親家庭等応援給付金事業のうち就学援助制度受給世帯を対象とした給付事業となり、更なる子育て世帯の生活を支援する取組でございます。給付額につきましては、1世帯当たり3万円になります。資料の最後のページの表をご覧ください。款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費235万3,000円の増額補正です。右の説明欄、二重丸「ひとり親家庭等応援給付金事業（就学援助費受給世帯分）」の内訳は、「03職員手当等」23万円は時間外勤務手当、「11役務費」2万3,000円は郵送料と振り込み手数料、「18負担金補助及び交付金」210万円は70世帯分の応援給付金になります。参考に、A4版の資料「新型コロナウイルス感染症拡大による上里町独自の支援策」を配布させていただきましたので、後程、お目通しいただければと思います。5月補正予算の説明は、以上でございます。
	教育長	只今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございますか。
	委員	70世帯分との説明がありましたが、上里町独自の支援策の資料を見ますと計345世帯となっております。就学援助受給者世帯は含まれていないのでしょうか。
	学校教育課長	345世帯のうち就学援助受給者世帯分の補正予算額が70世帯分となります。
	委員	申請は要らないのでしょうか。
	学校教育課長	申請は不要です。通知につきましては、5月14日に送付し、振込開始予定が6月5日とありますが、6月1日に振り込めるように準備をしております。

会 議 進 行 状 況	教育長	承認第3号の件につきまして、ご承認いただけますでしょうか。
	委員	<了解>
	教育長	承認第3号は、提案のとおり承認されました。 続きまして、「議案第21号令和2年度上里町教育予算（6月補正）について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
	教育庶務係長	議案第21号令和2年度上里町教育予算（6月補正）について、ご説明申し上げます。 提案理由でございますが、令和2年第3回上里町議会定例会へ教育予算（6月補正）を提出したいため、本案を提出するものであります。 概要及び内容について、ご説明申し上げます。始めに、概要でございますが、令和2年度上里町教育予算（6月補正）を策定したので、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第8号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものであります。 以上が令和2年度上里町教育予算（6月補正）についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 続きまして、担当課長よりお手元の「令和2年度上里町教育予算（6月補正）に関する説明書」で説明をさせていただきます。 <内容及び担当課長による詳細説明・質疑応答は非公開>
	教育長	議案第21号について、事務局より説明がありました内容で、6月議会定例会に上程をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	委員	<異議なし>
	教育長	議案第21号は提案のとおりご同意をいただきましたので、この内容で6月議会定例会に上程をさせていただきます。 続きまして、議案第22号令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
	教育庶務係長	議案第22号令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、説明申し上げます。

議		提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、
		学校運営の円滑化を図るため、本案を提出するものであります。
		概要及び内容についてご説明申し上げます。
		はじめに概要でございますが、令和2年4月16日から5月15日まで
		に申請のありました、新規の申請者について、上里町要保護及び準要
		保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に基づき認定を行いたいもので
		あります。
		続きまして、認定内容でございます。認定区分が準要保護の新規2
		件3名であります。
		なお、本案の認定開始は、令和2年5月1日からとなります。
		以上で令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についての提
		案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りま
	進	
		<申請者の詳細説明内容・質疑応答の内容は非公開>
行	教育長	議案第22号につきましては、事務局提案のとおり、ご承認いただけ
		ますでしょうか。
状	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。議案第22号は、提案のとおり承認されまし
		た。
		続きまして、「議案第23号上里町中学生学力アップ教室事業実施要綱
況		の一部を改正する要綱について」を議題といたします。事務局、説明
		をお願いします。
	学校教育指導室長	議案第23号上里町中学生学力アップ教室事業実施要綱の一部を改正
		する要綱について、説明申し上げます。
		提案理由でございますが、学力向上指導員が非常勤特別職から会計
		年度任用職員に改正されたことに伴い、現行の上里町中学生学力アッ
	プ教室事業実施要綱の改正が必要となったため、本案を提出するもの	
	です。改正点の説明をいたします。第10条の実施体制ですが、中学生	
	学力アップ教室コーディネーターを非常勤特別職の学力向上指導員が	
	行っておりました。今年度は、学力向上指導員が会計年度任用職員と	
	なったため、会計年度任用職員の勤務形態として、中学生学力アップ	
	教室の時間における勤務が難しくなりました。	

会 議 進 行 状 況		そこで、中学生学力アップ教室コーディネーターを学習支援員の中から1名依頼することに改正するものです。なお、本案の要綱は令和2年6月1日からの施行となります。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	只今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございますか。
	委員	学力向上指導員が会計年度任用職員になると、夜の時間はいて頂けなくなってしまうのですか。
	学校教育指導室長	引き続き指導していただけます。
	委員	コーディネーターはとても大事だと思います。中学生学力アップ教室は、上里町は充実しており、力を入れて行かなければならない事業だと思います。コーディネーターは学校と生徒、或いは家庭と学校の橋渡し役として重要だと思います。夜の会場にコーディネーターはいるのでしょうか。また、生徒の隣に座って教えてくれる学習支援員の大学生はいてもらえるのですか。
	学校教育指導室長	会場にいてもらうように話はしてありますし、本人も承諾しています。
	教育長	学習支援員は大学生だけでなく、教員を退職された方やこの事業に協力してくださる方もおります。 他にご質問、ご意見ございますか。
	委員	<特になし>
	教育長	議案第23号につきましては、事務局提案のとおり、ご承認いただけますでしょうか。
	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。議案第23号は、提案のとおり承認されました。 続きまして、「その他」ですが、委員の皆様から何かご提案等ございますか。

会 議 進 行 状 況	委員	<特になし>
	4. 教育長報告	特にないようですので、教育長報告に移させていただきます。
	教育長	新型コロナウイルス感染に関係した内容になります。過日ご了解いただきましたが、現在、町内の小中学校は、5月31日まで臨時休業としております。その間、5月7日、8日、5月19日から22日と2回の分散登校を実施いたしました。登校日には、子供達の健康観察と課題確認、次の課題指示等を行いました。
		課題については、登校時に指示するほか、ホームページやマチコミメール等で配信しております。また、ホームページでは学習動画などの色々な学習コンテンツを紹介しております。
		子供には、検温を始め毎日の健康管理を徹底させ、具合の悪い児童は登校しないように指導しております。また、感染が心配な家庭は、登校させないということもあります。7日、8日の登校日には小中学校あわせて全体の約6%に当たる150人位が欠席となっております。
		いよいよ6月1日から授業再開の予定ですが、欠席者には不利にならないよう配慮いたします。
		新年度になって、4月、5月と2ヶ月間の臨時休業により、33日分の授業日が休みとなりました。6月から始まる今年度内でこの33日分を挽回しなくてはなりません。現在、そのために色々と頭をひねっているところでございます。まずは、夏休み、冬休みといった長期休業の大幅な短縮を行います。それだけでは十分ではありませんので、時間割編成の工夫、行事等の見直しを行う必要があります。校長会を開いて調整してまいりたいと思っております。そんな中、6月に予定していた中学校の修学旅行ですが、12月に変更して実施できる見通しとなっております。
		以上、教育長報告とさせていただきますが、ご質問等ございますか。
	委員	<特になし>
	5. その他の事項	特に無いようですので、続きまして、その他の事項として2点挙がっております。はじめに、「①上里町立小・中学校の再開について」事務局、説明をお願いします。
	教育長	

会	学校教育指導室長	委員の（１）小中学校長というのは、小中学校の中で推薦された校長になりますので代表になります。校長全員ということではありません。
	委員	委員の（２）の情報教育推進委員は各学校から１人ですか。
議	学校教育指導室長	そのとおりです。
	教育長	情報に明るい方ということで、委員の（３）その他教育長が必要と認めた者というところで、プラスアルファの委員さんをお願いできるのではと思っております。
	委員	議事録は公開するのですか。
進	学校教育指導室長	学校では色々な委員会が組織されておりますが、議事録の公開はしておりません。本委員会も公開を前提としていない会議ですが、内容の報告はさせていただきたいと思えます。
	教育長	よろしいでしょうか。
行	委員	<了解>
	教育長	最後に、次回の定例教育委員会の日程をお諮りいたします。６月２４日水曜日、午後１時３０分からお願ひしたいと思ひますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。
状	委員	<了解>
	教育長	では、次回の定例教育委員会は、令和２年６月２４日水曜日、午後１時３０分より、役場４階大会議室で行います
況	6. 閉 会	本日の議事につきましては全て終了しました。
	教育長	以上で、５月の定例教育委員会を閉会とさせていただきます。

